

令和7年3月27日

福知山市議会議長 田淵 裕二 様

総務防災委員会委員長 森下 賢司

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第101号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- ・議第102号 福知山市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第103号 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第104号 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第105号 福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第106号 福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第107号 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第108号 福知山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第119号 辺地総合整備計画の策定について
- ・議第127号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第128号 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第129号 福知山市合併算定替逓減対策基金条例を廃止する条例の制定について
- ・議第137号 財産の無償譲渡について
- ・議第138号 財産の無償貸付について
- ・議第140号 損害賠償の額について
- ・議第143号 公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更について

2 審査の概要

3月7日、13日に委員会を開催し、市長公室、財務部、市民総務部及び消防本部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第101号について、「安定した職業との文言があるが、安定した職業とはどのような意味か」を問う質疑があり、「厚生労働省令では、1年を超えて引き続き雇用することが認められる職業のことが安定した職業とされている」との答弁がありました。

次に、議第102号について、「第8条の2項に、著しく困難である場合とあるが、そのような場合は想定されるのか、また、第16条の3項の介護両立支援制度等の請求に関する措置は、申請者の意向で選択できるのか」を問う質疑があり、「著しく困難な場合とは、その職員でないとどうしても業務が進まない場合が想定されるが、その時々により判断したい。また、介護両立支援制度の請求に関する措置は、本人の思いを尊重して進めていく」との答弁がありました。

次に、議第103号について、「地域手当は人事院では8%と勧告されているが、今回4%なのはなぜか。また今後の方向性は」を問う質疑があり、「人事院は支給割合の引上げを段階的に行うとし、令和7年度は4%の支給割合を示しており、最終的には8%にする方向である。ただし、4%からの引き上げ方は人事院から示されていないので、動向をみながら検討していきたい」との答弁がありました。続いて、「4%だと職員では平均でどのくらいの金額になるのか」を問う質疑があり、「平均で年間約165,600円程度である」との答弁がありました。

次に、議第104号について、「地域手当4%の支給だが、会計年度任用職員で年間、どれくらいの金額になるのか」を問う質疑があり、「年間約65,000円の手当になる」との答弁がありました。

次に、議第106号について、「仮に出張した場合、今回の条例改正で、宿泊料や日当の関わりはどのように変わるのか」を問う質疑があり、「まず、最安値の交通手段を探して計画を立てた上で出張に行き、実際に要した費用より安価なルートがあればその金額を支給する。宿泊費は地域によって上限額が定められ、宿泊証明書を取得し提出してもらった上で、上限額以内の費用を支給する。交通費や宿泊費の実費を支出するものであり、日当は廃止となる」との答弁がありました。

次に、議第107号について、「最高限度額が106万円から109万円になるが、現在の令和6年度調定で最高限度額を超過する世帯数は」を問う質疑があり、「限度額超過世帯数は医療分が71世帯、支援金分が59世帯である」との答弁がありました。続いて、「軽減判定所得算定で、5割軽減対象、2割軽減対象はどれだけ増えるのか」を問う質疑があり、「令和6年度調定で医療分、支援金分において5割軽減が25世帯、2割軽減が32世帯増える」との答弁がありました。

次に、議第108号について、「消防団員の退職報償金の勤務年数区分に、今回35年以上区分を新設した理由と、35年以上在籍団員数」を問う質疑があり、「全国的に消防団員の高齢化と勤務年数の長期化が進み、シニア層の活躍推進として政令改正になったた

め、条例改正するものである。令和7年4月1日時点で、35年在籍団員は20名になる」との答弁がありました。

次に、議第119号について、「辺地の定義は適切か」を問う質疑があり、「特別措置法の定義だが、市として適切でないと思われる表現はできるだけ使わないようにしている」との答弁がありました。

次に、議第127号について、「今回、投票管理者等の交代制導入に至った背景」を問う質疑があり、「一日13時間を通して一人で務めるのは難しいが、二人で交代なら人員選出可能である、との地元要望がたくさんあったことによるため」との答弁がありました。

次に、議第129号について、「令和6年度に全額取り崩す、とのことだが、取り崩し時期はいつか。また、取り崩した分は一般会計か別の基金に入るのか」を問う質疑があり、「令和7年3月に取り崩し、令和6年度一般会計の財源として活用する」との答弁がありました。

次に、議第137号と議第138号について、「土地の無償貸付に関し、5年間の契約期間中に無償譲渡された建物は、市の承諾なしには転売できないとなっているが、これは転貸しも市の承諾がいるということか」を問う質疑があり、「転貸しも同様に市の承諾が必要である」との答弁がありました。また、「無償譲渡する建物の所有権移転から5年以内に、企画提案書に基づく事業内容が履行できなくなった場合の対応」を問う質疑があり、「契約解除し、原状回復後市に返還してもらうことになる」との答弁がありました。続いて、「建物の無償譲渡時に締結する覚書の効力」を問う質疑があり、「本活用事業においては基本協定と建物の無償譲渡契約と土地の無償使用貸借契約の3件から成り、当該覚書もこれら3件の契約書と同様の効力を持つものである」との答弁がありました。なお、議第137号と議第138号は継続審査として取り扱いました。また、議第137号と議第138号については、議案提出段階からより詳細なわかりやすい審査資料を提出していただきたい旨の意見がありました。

次に、議第140号について、「これまでからこのような公用車で事故例がよくあるが、事故減少啓発の効果は出ているのか」を問う質疑があり、「安全運転管理者を中心に十分注意は促しているがなかなか減少しない状況にあり、引き続き指導を強化して事故減少に向けて努力したい」との答弁がありました。

次に、議第143号について、「教室使用料等がほぼ倍になるわけだが、令和5年度の貸し出し実績と、上限額以外の施設利用料の設定についての考え方」を問う質疑があり、「検定試験などで教室が184回の貸し出し、サークル活動などで体育施設を239回貸し出した。市内の他の公共施設の使用料や他の公立大学の状況も参考にして福知山公立大学の内規で設定する」との答弁がありました。

なお、議第105号及び議第128号についての質疑はありませんでした。

反対討論

議第107号に反対する。今回の条例改正で、保険料納付額は最高106万円から109万円になる。対象となる被保険者の所得金額は概ね800万円以上とのことだが、国民

健康保険事業における納付額は、協会健保と比較して2倍以上であり、物価高騰などの中で、今以上の保険料引き上げは認められない。軽減判定の算定について乗すべき金額の引き上げにより、5割と2割の軽減対象者は増えるとのことだが、軽減対象被保険者の負担増は耐え難い。国保料の引き上げをせずに他会計からの財政措置が必要であることを求めて反対の討論とする。

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第101号 全員賛成で原案可決
- ・議第102号 全員賛成で原案可決
- ・議第103号 全員賛成で原案可決
- ・議第104号 全員賛成で原案可決
- ・議第105号 全員賛成で原案可決
- ・議第106号 全員賛成で原案可決
- ・議第107号 賛成多数で原案可決
- ・議第108号 全員賛成で原案可決
- ・議第119号 全員賛成で原案可決
- ・議第127号 全員賛成で原案可決
- ・議第128号 全員賛成で原案可決
- ・議第129号 全員賛成で原案可決
- ・議第137号 全員賛成で原案可決
- ・議第138号 全員賛成で原案可決
- ・議第140号 全員賛成で原案可決
- ・議第143号 全員賛成で原案可決